

ファッションも髪型も

自分で決めるのに

あなたの未来、

自分で決めなくて

いいですか。



**期日前投票制度**

投票日当日に、仕事、レジャーや冠婚葬祭等で投票に行けない方は、期日前投票制度をご利用ください。告示日の翌日（5月29日）から、期日前投票をすることができます。詳しくは、お近くの市町村選挙管理委員会までお問い合わせください。

6月6日 日

# 沖縄県議会議員選挙

沖縄県選挙管理委員会 沖縄県明るい選挙推進協議会